

第 6 5 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 4 年 1 1 月 2 4 日 (木) 午後 1 時 2 5 分から午後 2 時 5 5 分

開催場所 姫路市役所 1 0 階 第 3 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	福 永 利 一	出席		
2	松 尾 富 昭	出席	○	
3	福 岡 溜	出席	○	
4	中 塚 良 幸	出席		
5	田 麿 仁 志	出席		
6	田 口 繁 克	出席		
7	尾 川 和 男	出席		
9	田 中 博	出席		
10	飯 塚 祐 樹	出席		
11	萩 原 和 好	出席		
12	高 濱 宏 章	出席		
13	岡 本 富 博	出席		
14	宮 下 裕 光	出席		
15	橋 本 静 枝	出席		
16	小 林 忠 明	出席		
17	青 田 誠	出席		会長職務代理者
18	大 塚 正 稔	欠席		会長職務代理者
19	岸 本 英 夫	出席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

傍聴人 0 名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の指定について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第6号	相続税等納税猶予適格者証明について
報告第1号	農地法第3条の規定等による許可申請等に係る事情聴取について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	農地等の権利移動に係る買受適格証明について
報告第5号	合意による解約等の通知について
報告第6号	畑地転換届について
報告第7号	県許可案件の許可状況について

(令和4年11月24日 午後1時25分)

議 長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第65回総会を開催致します。

【 議 長 挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員18名中17名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、大塚委員より欠席の連絡を頂いております。それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を松尾委員と福岡委員にお願いいたします。それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく申し上げます。まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号(P1～P3)を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が14件提出されております。
1番です。
書写の畑839㎡につきまして、書写の[]より「平成11年以前より、建物敷地並びに通路として利用している」との申請です。
2番です。
打越の田22㎡につきまして、打越の[]より「昭和55年以前より、道路の一部並びに水路の一部となっている」との申請です。
3番です。
打越の田3筆計45.52㎡につきまして、打越の[]より「昭和55年以前より、農道として利用している」との申請です。

4番です。

夢前町前之庄の田2筆計191㎡につきまして、飾磨区矢倉町二丁目の[]より「平成10年以前より、住宅敷地の一部及び倉庫敷地となっている」との申請です。

5番です。

夢前町新庄の田302㎡につきまして、夢前町新庄の[]より「昭和54年頃より、農業用倉庫敷地として利用している」との申請です。

6番です。

四郷町上鈴の畑115㎡につきまして、東京都三鷹市の[]より「平成13年以前より、山林となっている」との申請です。

7番から14番です。

飾東町佐良和の田5.91㎡外11筆につきまして、飾東町佐良和の[]より「平成12年以前から、道路の一部及び用悪水路の一部として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

松尾委員

私、農区長もしているのですが、7番から14番についてたくさんできていのですが、用悪水路については、ため池からの水路について青線が消えてしまっている部分があることが分かり、今後の管理面から青線復活の手続きとして行っているものです。道路については、昭和40年から50年にかけて、狭い道を自治会がお金をかけて道路にできていたのを自治会名義に出来ない状態に来ていました。2年前に自治会が法人になったので、順次自治会名義に変更したり、市道の一部となっているものについては市に寄付したりということを行っており、そのためにこのように非農地確認をさせていただいているということです。補足説明させていただきます。

議長

ありがとうございました。

農区長として関わり、地域の問題点を解決しているとのことですね。素晴らしい活動だと思います。各地域でもありそうなことです。

その他、なにかございますか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の指定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号(P3)を説明する。

〔姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の指定について〕

この度は、空き家に附属する農地の指定申請案件が1件提出されております。

都市計画区域外の安富町栃原の田、畑3筆計1, 212㎡につきまして、東京都台東区の■■■■が、空き家に附属した農地として指定を受けたいとの申請です。3条申請も同時に受付しております。申請地は空き家の存在する同一集落内に所在しており、申請人が3年以上自ら管理・耕作する旨の誓約書が添付されております。この件許可されますと、申請地の3条許可に際し別段面積が100㎡となります。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。
事務局の説明について、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・

議長

ないようですので、議案第2号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第2号は承認と致します。
次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕
議案第3号（P4～P6）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、21件提出されております。いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。1番は現在耕作面積0㎡の方の案件、2番から10番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、11番以降が既に下限面積を超えている方の案件です。申請地は、13番の■■■■と14番の■■■■は貸付地ですが現在解約手続き中となっております外は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」となっており、譲受人・借人は、21番が農地所有適格法人となっております外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、2番3番が約25km、13番から15番が約15km、21番が約30kmであるほかは、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、それぞれの案件について概要をご説明いたします。

1番です。

安富町栃原の田、畑3筆計1, 212㎡につきまして、東京都台東区の■■■■が、名古屋市■■■■より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件、先ほど空き家に附属する農地の指定を受けておりますので、許可されますと、■■■■の耕作面積は、空き家附属農地の別段面積100㎡を超える1, 212㎡になる予定です。作付作物は「野菜、果樹」となっており、営農計画書を提出されています。

なおこの案件、■■■■の現在の耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

2番3番です。

御立西一丁目の■■■■が、夢前町山之内の田2筆計939㎡につきまし

ては、御立中四丁目の [] より「購入したい」との所有権移転の申請と、夢前町山之内の田2筆計1, 275㎡につきましては、加西市の [] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える3,724㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

4番から6番です。

船津町の [] が、船津町の田2筆計257㎡につきましては、船津町の [] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、船津町の田721㎡につきましては、船津町の [] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,222㎡になる予定です。作付作物は「野菜、水稻」となっております。

7番8番です。

香寺町中仁野の [] が、香寺町中仁野の田2筆計436㎡につきましては、香寺町香呂の [] より「購入したい」との所有権移転の申請と、香寺町中仁野の田1,539㎡につきましては、香寺町中仁野の [] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,405㎡になる予定です。作付作物は「野菜、水稻」となっております。

9番10番です。

香寺町中仁野の [] が、香寺町中仁野の田681㎡につきましては、香寺町中仁野の [] より「購入したい」との所有権移転の申請と、船津町の田1,202㎡につきましては、船津町の [] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,310㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

11番です。

林田町大堤の畑135㎡につきまして、林田町大堤の [] が、飾磨区阿成渡場の [] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は6,659㎡になる予定です。作付作物は「大豆」となっております。

12番です。

夢前町新庄の田1,585㎡につきまして、夢前町新庄の [] が、伊丹市の [] より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は15,187㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

13番から15番です。

夢前町芦田の田4筆計5,018㎡につきまして、車崎二丁目の [] が、大阪市の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は9,706㎡になる予定です。なお、貸付地である [] につきましては、18条解約手続き中であることを事務局にて確認しております。作付作物は「野菜」となっております。

16番です。

四郷町見野の田6筆計9,284㎡につきまして、白浜町神田二丁目の [] が、継の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は14,897㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

17番です。

豊富町豊富の田203㎡につきまして、豊富町豊富の [] が、岡山県倉敷市の [] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [] の耕作面積は3,693㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

18番です。

船津町の田1, 486㎡につきまして、船津町の[]が、船津町の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は8,365㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

19番です。

船津町の田2筆計1, 767㎡につきまして、船津町の[]が、神崎郡神河町の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は7,982㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

20番です。

香寺町恒屋の田1, 977㎡につきまして、香寺町恒屋の[]が神崎郡福崎町の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は7,035㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

21番です。

香寺町香呂の田、畑4筆計2, 195㎡につきまして、[]網干区垣内東町の[]が、香寺町香呂の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は22,083㎡になる予定です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

各委員

・・・。

議長

1番の案件ですが、北西部地区農政協議会において新規農家として事情聴取が必要との意見を踏まえ、この件事情聴取を行う、ということによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、12月7日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

その他、なにかございますか。

各委員

・・・。

議長

なければ、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(16人が挙手)

議長

1人を除く16人の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。

それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P7)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、2件の申請が提出されております。どちらも都市計画区域外の案件となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、どちらも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。
まず1番です。

夢前町寺の田740㎡のうち340㎡につきまして、夢前町寺の[]より「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、隣接する[]のための12台分の露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては「自己資金」、現況は「畑」となっております。

2番です。

安富町安志の田619㎡につきまして、安富町安志の[]より「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、申請人が代表を務める会社の事業用自動車12台分の露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては「自己資金」、現況は「田」となっております。

どちらの案件も、北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。

説明に入ります前に、資料の一部訂正をお願いいたします。申請人から転用面積の訂正があり、76.32㎡を173.79㎡に訂正をお願いします。

200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当することの確認願として1件提出されております。

都市計画区域外の夢前町新庄の田729㎡のうち173.79㎡につきまして、夢前町新庄の[]より「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。申請地の「農地区分」は、「農振農用地」で、農業用施設用地となっております。現況はすでに「農業用倉庫」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

それでは続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

議案第5号（P8～P9）を説明する。

〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、10件の申請が提出されております。4番から6番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

網干区宮内の畑280㎡につきまして、網干区宮内の[]が、[]網干区宮内の[]より「使用貸借権で借り受けて、農家住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、延床面積138.79㎡の住宅を建築し、車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請中となっております。現況は「畑」となっております。

2番です。

林田町下伊勢の畑4筆計175.8㎡につきまして、林田町下伊勢の[]が、林田町上伊勢の[]より「譲り受けて、進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、申請人が居住する住宅の敷地を拡張し進入路とする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「畑」となっております。

3番です。

林田町下伊勢の畑24㎡につきまして、林田町上伊勢の[]が、林田町上伊勢の[]より「譲り受けて、農道にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、申請人が居住する住宅の敷地を拡張し畑への農道とする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「畑」となっております。

4番5番です。

夢前町苜野の田畑6筆計1,553㎡につきまして、大津区天満の[]が、夢前町苜野の[]より「譲り受けて、貸露天資材置場、進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、その他農地の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、申請人が代表を務める会社が隣接地で事業を行う[]に進入するための進入路及び廃材等の貸露天資材置場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「田」及び「山林」となっており、

このことにつきまして始末書が添付されております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております。

現地調査案件につきましては、これまでは、対象案件の番号に○を付けて区別しておりましたが、今月から、備考欄に「現地調査案件」と記載することとしましたので、ご了承ください。

6番です。

安富町安志の田599㎡につきまして、三左衛門堀西の町の■■■■が、父である安富町長野の■■■■より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅、車庫、物置を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設である安富事務所から至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、延床面積180.18㎡の住宅を建築し、車2台分の車庫と物置を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金と父からの援助、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。現況は「畑」となっております。

7番です。

別所町北宿の田633㎡のうち317.42㎡につきまして、大阪市の■■■■が、夫の父である神戸市の■■■■より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅、露天駐車場としたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積112.62㎡の平屋建住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。現況は「田」となっております。

8番です。

別所町佐土の田2筆計2,549㎡につきまして、別所町家具町の■■■■が、別所町佐土の■■■■より「譲り受けて、貸露天駐車場にした」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、普通車56台分の貸露天駐車場として整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております。

9番です。

香寺町土師の田467㎡につきまして、香寺町中仁野の■■■■が、父である香寺町溝口の■■■■より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設であるJR溝口駅から近距離の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、延床面積144.85㎡の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金及び親からの援助、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。現況は「田」となっております。

10番です。

香寺町中仁野の田72㎡につきまして、香寺町中仁野の■■■■が、香寺町中仁野の■■■■より「譲り受けて、進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、自宅に入る

ための進入路の幅を拡張する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、造成工事を家族で行うため不要、現況は「田」となっております。いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

4番5番と8番について、転用面積が1,000㎡を超えていますので、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの中塚委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

中塚委員

報告します。

4番5番です。5番については、資料で現況が山林となっておりますが、現地は杉がきれいに植林されていまして、20年以上も前から山林となっていると思われる場所でした。4番はそこに隣接する田ですが、特に耕作はされておらず、問題ないと思いました。

8番については、2,500㎡と広いですが、現況は田となっており、草が刈っており、猪がほじくった跡がありましたが、特に問題なく思いました。

議長

はい、報告、ありがとうございました。

それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

橋本委員

4番5番ですが、この隣接地が元鶏舎があった宅地で6,500㎡くらいの土地があります。ここに、 を建てるということで、コンクリートの跡とかあったと思うのですが、夢前町時代の昭和46年から48年にかけて一筆地調査がありまして、中国道から北ぐらいで養鶏業が盛んで、家の庭先や田畑に鶏舎を建てていたというのがあり、その時にこの鶏舎地が宅地になっていたのが、いまは潰れて畑になったり雑種地になったりしているんですが、ここは宅地として残っているところなんです。ここは集落が入り混じっているところで、2年ほど前からこういう話があって、委員会を立ち上げて、集落の中でいいんじゃないかという意見があって、行政書士などに契約とか見てもらって、進んでいます。ここでは個人名になっていますが、 定款を調べてみたら、解体工事業なども入っていて、今後よく見ておく必要があるかな、と思っています。

議長

過去からの経緯も含めて詳しく説明を頂き、ありがとうございました。
ほかに、なにかございますか。

宮下委員

8番です。 ですが、これまで3条取得して果樹園にするということで現地見させてもらったりしたことがありましたが、今回は駐車場にするということで、工業団地になっているところですが、この木材組合が2年後に解散するというので、この組合が持っている駐車場も片してしまいますので、その代替地を地域の方と協議し、ここが候補に挙がってきて、この土地を確保されたとのことなんです。

議長

現地調査でも確認させていただいたところなんです。農区水利そして隣接地権者の同意もあり、転用やむなしと思いました。
ほかに、なにかございますか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、議案第5号について、採決します。許可相当とすることに

賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」についても許可相当とします。

次に、議案第6号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号(P10)を説明する。

〔相続税等納税猶予適格者証明〕

今日は2件の証明願が出ておりますので、説明させていただきます。

1番です。北今宿の[]が所有されていた市街化区域の農地2筆を、同居の子であります[]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、1番は果樹を栽培し、2番は保全管理の状態であり、果樹を植えるという営農計画書を提出されています。

2番です。北条の[]が所有されていた市街化区域の農地5筆を、同居の子であります[]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、1から3番は一体利用で水稲、4、5番は一体利用で野菜を作付けされています。また、5番の農地につきましては、物置部分の面積を除外して申請されています。

どちらの案件も、中南部地区農政協議会において適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第6号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

それでは、これより報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号(P11)を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について〕

今回は、農用地利用集積計画の決定に係る事情聴取となっておりますが、10月にご審議いただきました新規農家1件の事情聴取を、11月2日に実施していただきました。当日は、ご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付けで農業委員会の決定を市農政総務課へ通知しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、飯塚委員からお願いします。

飯塚委員

報告します。

この方は██████████若く、夢前町の農業法人で5年間の経験があります。いまはそうめん屋のバイトをしながら、水稻を中心にトウモロコシ、黒豆を栽培したいと考えていて、まずは30アールからスタートしています。まだ独身なので、今後面積を増やしていく予定ではあるのですが、水利権だとか地元の約束を守りながら、農区にあいさつにいて、新規就農者から認定農業者になっていったらいんじゃないかな、とアドバイスをさせていただきました。以上です。

議 長

はい、詳しい報告ありがとうございます。

次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第2号（P12～P13）を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、10月7日から11月10日の間に受け付けたもの、9件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。

お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、確認といたします。

次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第3号（P14～P22）を説明する。

〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、10月7日から11月10日の間に受け付けたもの44件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。

少し時間を取りまして、お目通しをお願いします。

それでは、何かご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第3号について確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。

次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第4号（P22）を説明する。

〔農地等の転用のための買受適格証明の専決について〕

「農地等の転用のための買受適格証明の専決」についてご説明いたします。

裁判所等の競売・公売を通じて農地を取得しようとする場合は、あらかじめ農

業委員会または県知事が発行する買受適格者証明書の交付を受け競売等に参加する必要があります。市街化区域内農地の転用目的での競売等に参加するための買受適格証明につきましては、5条の届出に準じまして、事務局長専決により処理させて頂いております。

この度は、姫路市が差押えにより実施した公売についての案件で、2件の願出があり、事務局長専決により既に証明書を交付しておりますことを、ご報告いたします。

この後、11月22日の売却決定日に落札者が決定し、その方から5条の届出書が提出され、これに対し受理書を交付することとなるのですが、しかしながら今回の案件については、所有者の意向で公売が中止になったとのことですので、転用は行われないこととなりましたので、お知らせいたします。

議長

説明、有り難うございます。

農地の競売等に参加するためには、この買受適格者証明書が必要になるということで、あらかじめ農地を取得する資格があることを審査するということですね。

なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

特に、ありませんか。

次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号(P23～P25)を説明する。

〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が10件ございました。利用権に該当するものは5件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは2件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですね。

次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P25)を説明する。

〔畑地転換届について〕

畑地転換届について、この度は、1件の届出が出ております。

市街化区域の天津区長松の田2筆計330㎡につきまして、天津区長松の[]より「周囲が宅地化し、水稻耕作が困難となったため、水田を埋め立てて畑地に転換したい」との届出です。現況は「田」となっております。

中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご確認お願いいたします。

議長

有り難うございます。

なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですね。それでは、報告第6号について、確認とさせていただきます。

それでは、次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第7号（P26～P27）を説明する。

〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、10月は14件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

さらに、追加報告として、1件報告いたします。

7月にご審議いただき県へ送付しておりました、借人からの18条一方申請につきまして、10月11日付で許可が下り、既に県より許可証が交付されておりますことを、ご報告いたします。なお、今回の許可はあくまで借人から貸人への「貸借の解約の申し入れ」に対する許可であるため、解約の申入日から1年の経過の後に、解約が可能となります。現在、借人において弁護士を雇って、法的に有効な解約の申入を行っているところと聞いておりますので、併せてお知らせします。

議長

報告、有り難うございます。

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

（午後2時55分 終了）

議事録署名委員

(議長)

岸 本 英 夫

(署名委員)

松 尾 富 昭

(署名委員)

福 岡 溜
